

2026年度さくらサイエンスプログラム（A・B・Cコース）  
第2版募集要項における主な変更点

平素より、さくらサイエンスプログラムについて、格段のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、本プログラム運用方針の変更を受け、下記のとおり一般公募A・B・Cコースの募集要項を改訂いたします。なお、この変更は2026年度第2回公募より適用いたします。本プログラムをご利用の皆様には、ご迷惑をおかけして恐縮ですが、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

受入れ機関による招へい者への指導・管理を強化していただきたく、具体的な対応として以下の内容を募集要項に追記いたします。今後の申請にあたっては、この点についてご承知おきいただき、必要な条件を整えたうえで申請していただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

1. P3「1.4 主たる招へい者の要件」中「(1) 所属・年齢」に以下を追記。

※送出し国の社会経済情勢や治安状況、招へい者の属する機関の状況を十分評価し、問題がないと判断できる場合のみ、招へいの対象としてください。

2. P12「5.4 協定締結後の手続き、報告等」に「(1) 招へい者からの確認書等の提出」の項目を追加し、以下を追記。併せて、具体的な文書種別と取付・実施期限に関する表を添付。

本プログラムの目的に沿った交流実施のため、採択された全ての交流計画に対し、受入れ機関において個々の招へい者から確認書の提出を受け保管するなどの対応をいただきます。また、交流相手国・地域により、招へい者の身元保証書等、追加的な書類の整備にも対応いただきます。対応状況については、採択後に示すチェックリストによりJSTにご報告いただきます。申請にあたってはこの点をご了承ください。

3. P15「6.4 法令、実施協定等の遵守」に以下を追記。

招へい者によりプログラム目的に合致しない行動が発生し交流計画が最後まで完了されない場合において、受入れ機関が十分に指導・管理していなかったとみなされた場合などには、その部分にかかる経費をJSTからの負担対象外とするほか、その交流計画を実施する実施主担当者に対し、本プログラムへの申請及び参加資格の制限措置をとる場合があります。

以上